

# 沖縄県生活環境保全条例施行規則に 定める排水基準の一部改正（案）

沖 縄 県

## 沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める排水基準の一部改正（案）の概要の説明

### 1 件名

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める排水基準の一部改正（案）

### 2 沖縄県環境審議会に諮問する理由

水質汚濁防止法に基づき定められる排水基準のうち大腸菌群数に係る基準が大腸菌数に係る基準に改められるとともに六価クロム化合物に係る排水基準が改正されたことを踏まえ、沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める排水基準を改正する必要がある。

沖縄県生活環境保全条例では、排水基準の設定、変更及び廃止に関して、沖縄県環境審議会の意見を聴かなければならないと定めているため、諮問するものである。（沖縄県生活環境保全条例第24条第3項で準用する第7条第3項）

### 3 改正の経緯及び必要性

水質汚濁防止法に基づき定められる排水基準のうち大腸菌群数に係る基準が大腸菌数に係る基準に改められるとともに、六価クロム化合物に係る排水基準が改正された。

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める排水基準については、同法に基づき定められる排水基準と同様としていることから、これらを改正する必要がある。

### 4 改正案の概要

(1) 沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第8中「六価クロム0.5ミリグラム」を「六価クロム0.2ミリグラム」に改める。

(2) 同規則別表第9中「大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「3,000」を「800」に改める。

### 5 根拠法令

(1) 沖縄県生活環境保全条例（平成20年条例第43号）

(2) 沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年規則第49号）